

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

岡山国民年金 事案 741 (事案 678 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 55 年 6 月に特例納付により 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を銀行で納付した直後に、市から申立期間の国民年金保険料について特例納付により納付できる期限が 55 年 6 月 30 日となっているので、すぐに納付したほうが良いとの案内を受け、納付したので記録の訂正を申立てたが、認められなかった。新たな資料として市役所の職員に電話で問い合わせたときの内容をメモした封筒が見つかったので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、特例納付により年金受給権を取得する見込みを確保しており、再度、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付する合理的な理由は見当たらない、ii) 第 3 回特例納付実施期間の終了直前に市が特例納付の勧奨案内を行うとは考え難い、iii) 特例納付により納付する保険料は先に経過した月の分から順次充当することとされているが、申立期間の前に国民年金保険料の未納期間があり、申立人の主張は不自然であるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人が所持する申立期間当時に作成されたとみられるメモにより、申立人は、申立人が居住していた市の職員（市に応援に来ていた社会保険事務所（当時）の職員を含む。以下同じ。）から申立期間の国民年金保険料を昭和 55 年 6 月 30 日までに市国民年金課で納付するよう勧められたものと推認できる上、上記の市及び関係の年金事務所は、「第 3 回特例納付の実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）の終わりごろは、

社会保険事務所の職員が市役所において収納事務を行っており、市役所の窓口において特例納付により国民年金保険料を納付することができた。」と回答しており、申立内容に不自然さは見受けられない。

また、申立人は、昭和 50 年 4 月に国民年金に加入し、同月以降の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する時期は第 3 回特例納付が実施されていた時期であり、申立人は申立期間において強制加入の対象者であったことから、特例納付により国民年金保険料を納付することが可能である。

さらに、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と一致しており、申立期間の国民年金保険料に係る工面についての供述も具体的であり、不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和41年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月から同年9月までを1万4,000円、同年10月から41年9月までを1万8,000円、同年10月及び同年11月を1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月6日から41年12月1日まで

A社B支社C支店に昭和39年6月から41年11月末まで勤務したはずであるのに申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は昭和39年9月6日から41年11月30日までA社(D社に名称変更)に継続して勤務していたと推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和40年2月6日に被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月及び41年10月の標準報酬月額に係る定時決定が行われたことが認められる。これらの記録を前提とすると、事業主は申立人が昭和40年2月6日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時、業務内容に変更があったと供述しているが、D社は、「業務内容の変更が理由で、厚生年金保険被保険者資格を喪失させるようなことはないと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和41年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月から同年9月までを1万4,000円、同年10月から41年9月までを1万8,000円、同年10月及び同年11月を1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場（現在はC社）における資格の喪失日に係る記録を昭和45年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月31日から同年6月1日まで
昭和41年4月1日にA社に就職し現在まで継続して勤務しているのに、45年5月末日に厚生年金保険の資格を喪失したことになるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社の事業主の供述から、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和45年6月1日にA社B工場から同社D事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和45年4月のオンライン記録から4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主は昭和45年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料の還付をした場合を含む）、事業主は申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年1月から同年3月までは16万円に、同年4月から同年7月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から4年8月1日まで

「ねんきん定期便」に記載されている年金記録の中で、A社に勤務した期間のうち、平成元年4月から4年7月までの標準報酬月額と厚生年金保険料の控除額が、実際の金額と大きく異なっている。給与明細書は平成4年2月から同年11月までのものしか所持していないが、それ以前についても、預金通帳に給与の振込額が記録されており、年金記録の標準報酬月額とは大きな開きがあるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年1月から同年7月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、同年1月から同年3月までを16万円に、同年4月から同年7月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成4年1月1日から同年8月1日までの期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年4月6日から4年1月1日までの標準報酬月額について、申立人は、預金通帳の給与振込額がオンライン記録から確認できる標準報酬月額より高い額であると主張しているが、申立人は給与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立期間に係る報酬の総額及び保険料控除額を確認できない。

また、オンライン記録において、申立人とその同僚の標準報酬月額を比較しても、申立人だけが低額であるという事情は認められず、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

さらに、申立てに係る事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その事業主は、「当時の状況については何も分からない。」としていることから、申立期間の標準報酬月額について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成元年4月6日から4年1月1日までの期間については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から55年10月1日まで
申立期間中の標準報酬月額は、昭和54年の定時決定により8万円と決定され、その前後の期間の標準報酬月額に比べて低額となっており、所持している給料支給明細表に記録されている総支給額と比べても大きくかけ離れている。

また、申立期間について、給与から控除されている厚生年金保険料額も標準報酬月額16万円に基づくものとなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支給明細表に記録されている申立期間の厚生年金保険料の控除額は、標準報酬月額16万円に基づいて算定されたものであり、そのことは、申立てに係る事業所が加入しているA基金の加入記録からも確認できる。

また、A基金は、「申立期間当時の様式は確認できないが、申立てに係る事業所は従業員が多く、以前から当基金の複写式の様式を使用して社会保険事務所に届け出ており、当時も同様だと思う。」旨証言している上、申立てに係る事業所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得時（昭和54年6月5日）における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書は、同基金が使用する様式（複写式）であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立てに係る事業所の事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を16万円として社会保険事務所に対して届け出たものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月及び同年 10 月

平成 21 年 11 月に社会保険事務所（当時）において年金記録を確認したところ、昭和 48 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行い、47 年 11 月 1 日までさかのぼって国民年金保険料を納めていることが確認できた。

しかし、区役所の担当者は、国民年金の加入手続時に離職票等により厚生年金保険の資格喪失日を確認した上で、国民年金の資格取得日を決めて保険料を徴収しているはずなので、厚生年金保険の資格を喪失した直後の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失により国民年金の資格を取得するときは、区の担当者は離職票等によりその喪失日を確認した上で国民年金の資格取得日を決定的ることから、国民年金に係る未加入期間は生じないはずであると主張するが、申立人が昭和 48 年 8 月に国民年金の加入手続を行った区は、「当時は、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行う者については、厚生年金保険の資格喪失証明等により資格喪失日の確認を行っていたが、国民健康保険に既に参加している者が国民年金に参加する場合などは口頭によりそれを確認していた可能性もある。」と回答している。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った区において、申立人の国民年金手帳記号番号の前後のそれが払い出されている国民年金の強制加入の対象者についても、申立人と同様に、厚生年金保険の資格喪失日と国民年金の資格取得日との間に空白期間（未加入期間）が生じている者が確認でき、当時、上記の区では厚生年金保険の資格喪失日と国民年金の資格取得日を一致させるための確認が徹底していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人から申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況について、具体的な供述を得ることはできない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 743

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 54 年 3 月まで
第 1 子を出産した昭和 48 年*月ごろに、義母から私の国民健康保険料（歯科医師国民健康保険）と国民年金保険料をセットで市に納めていると聞いた記憶があり、義母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 1 月 25 日に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 48 年 1 月から 51 年 9 月まで）は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は、申立期間の当初から義母が国民年金保険料を納付していたと主張しており、特例納付により国民年金保険料が納付されたとは考え難い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父母には国民年金の加入記録は無い上、申立人が居住する市は歯科医師国民健康保険料を収納することはない旨回答しており、国民年金保険料を同国民健康保険料と併せて市に納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の義母は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの期間及び58年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年12月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで

昭和38年に結婚して以来、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付書によって毎年1回納付していたはずなので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の納付には関与しておらず、これを納付していたとする申立人の妻は、昭和38年に結婚して以来、国民年金に加入している期間については、毎年12月ごろに申立人夫婦に係る1年分の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張するところ、申立人の44年6月から48年3月までの国民年金保険料は49年8月に特例納付及び過年度納付により納付されている上、未納となっている申立期間①及び②は、それぞれ、9か月及び6か月と1年に満たない期間であり、申立人の妻の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、その金額を記憶していない上、国民年金に加入していた申立期間②（申立期間①においては厚生年金保険に加入）の国民年金保険料を納付していない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

岡山国民年金 事案 745

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
昭和 38 年に結婚した後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書によって毎年 1 回納付していたはずなので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 38 年に結婚して以来、国民年金に加入している期間については毎年 12 月ごろに夫婦二人分の 1 年分の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張するところ、申立人の夫の 44 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は 49 年 8 月に特例納付及び過年度納付により納付されている上、未納となっている申立期間は 6 か月と 1 年に満たない期間であり、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付金額を記憶しておらず、一緒に納付していたとする申立人の夫に係る同期間の国民年金保険料も未納となっている。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 746

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年12月まで
平成元年4月14日付けで事業所を退職し、市役所で国民年金に加入した。その後は、国民年金保険料の納付書と必要なお金を両親に預け、2年1月にA県で就職するまで両親に国民年金保険料を納付してもらい、領収書を受け取っていた。領収書は無くしてしまったが、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、現在居住する市において、平成6年3月ごろに払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人には、申立期間の前に居住していた市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立期間についてその記号番号で国民年金に再加入したことをうかがわせる事情やこれとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その両親のいずれかが銀行か郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張するが、納付に要するお金を両親に渡した状況やその金額についての記憶は曖昧である上、納付したとする申立人の両親から当時の具体的な状況を聴取することができない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成元年 3 月まで
申立期間当時は大学生であり、国民年金に加入するかどうかは任意であったが、20 歳になった直後に父親が実家の所在する町の役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと聞いており、国民年金保険料の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 4 月ごろに払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 61 年 6 月から同年 12 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金の任意加入対象であった申立人は、20 歳に達した昭和 61 年時点では、国民年金の被保険者となっていなかったと認められる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人の平成18年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月から同年7月まで
平成18年2月に事業所を退職し、同年3月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行い、同年8月に再就職するまでの間、納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付したのに未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、社会保険事務所（当時）は、申立人に対して平成18年11月に国民年金の加入勧奨を行った上、同年12月に職権により国民年金に加入させていることが確認でき、同年3月ごろに区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い保険料を納付したとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、かつ、14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間でもあり、記録管理に誤り等が生じることは、通常、考え難い上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月ごろから平成 2 年 3 月ごろまで
昭和 63 年 10 月ごろから A 社（現在は、B 社）に雇われ、C 事業所に派遣されていたのに同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間直後の平成 2 年 4 月から 3 年 5 月まで A 社に雇用されていたと推認できるが、同社には申立人に係る人事記録等の関係資料は保管されておらず、申立人が申立期間に同社で雇用されていた事実は確認できない。

また、A 社の申立期間当時の営業担当職員（現在は、B 社の取締役）は、「申立期間当時、当社では、正社員及び当社で就業する派遣スタッフのみを厚生年金保険に加入させており、申立人のように他社で就業する派遣スタッフについては加入させていなかった。」と回答している上、同社が適用事業所となった昭和 63 年 8 月 1 日から申立人が同社で雇用されていたと推認できる期間を含む平成 3 年 5 月までの間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員 19 名は、いずれも正社員又は同社で就業する派遣スタッフであり、他社で就業する派遣スタッフが厚生年金保険に加入している事実は確認できない。

さらに、A 社が加入していた D 健康保険組合に申立人の記録は無く、申立人は、申立期間を含む昭和 63 年 3 月 5 日から平成 4 年 1 月 2 日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 10 日から 44 年 11 月 1 日まで
申立期間において、A社B部C課に臨時職員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社B部C課に勤務していたと推認できる。

しかしながら、A社B部C課は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は確認できず、申立人が同課において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、適用事業所となっているA社の別の課に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認しても、申立人の記録は見当たらない。

さらに、A社D部E課は、「申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、同部が各課に対して臨時的任用職員を厚生年金保険、失業保険等の各種保険に加入させる旨徹底を図ったのは、臨時的任用職員取扱要綱が施行された昭和 49 年 4 月 1 日であり、申立期間当時は、臨時的任用職員に係る厚生年金保険の加入についての取扱いは課ごとに区々であり、A社では必ずしも臨時任用職員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 10 日から 31 年 7 月 25 日まで
昭和 30 年 9 月に A 社 B 出張所から同社 C 出張所に異動した後の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 31 年 8 月に別の会社に入社する 1 か月前まで A 社 C 出張所に勤務していたのは間違いないので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の現在の事業主及び当時の従業員は、申立人が勤務していたと主張する同社 C 出張所について、「申立ての C 出張所は A 社の従業員数人が独立して起こした事業所であり、A 社の出張所ではなく、別の事業所であった。」旨証言しており、申立人が申立期間に A 社に勤務していたとは認められない。

なお、申立てに係る C 出張所なる事業所は、当時の従業員の証言から、従業員数が所長以下 3 人程度の個人事業所と推認でき、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていない事業所であったとみられる上、申立期間当時の「C 出張所」の所長ら二人も、申立人と同様に、A 社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 30 年 9 月 10 日に喪失しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

また、「C 出張所」の所長は既に死亡しており、同僚についても特定することはできず、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 953 (事案 197 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 48 年 2 月 4 日まで

A社に在籍しB社に派遣されていた申立期間について、厚生年金保険に加入していたとして記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。私が申立期間当時に同僚であったと供述している者にA社における厚生年金保険の加入記録がないことなどを判断の理由とされたが、同人は同社での同僚ではなく、これを理由とされることに納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) 申立てに係る事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、整理番号の欠番がないこと、iii) 申立人が申立期間当時の同僚であったと供述している者についても厚生年金保険の加入記録がないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の委員会決定の判断理由の一つとした申立てに係る事業所における厚生年金保険の加入記録が無い同僚について、同事業所における同僚ではなかったと主張しているが、このことは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 1 月 27 日から同年 12 月 28 日まで

「ねんきん特別便」にA社の加入記録が無かったため、社会保険事務所（当時）に尋ねたところ、その前に勤めていたB社、C社における被保険者期間の分とあわせて脱退手当金が支給されているとのことであった。

B社における被保険者期間については、脱退手当金を受け取った覚えがあるから、それ以後は、会社を退職しても絶対に厚生年金を脱退していない。

また、これらの事業所における被保険者期間について、脱退手当金が支給されたのであれば、D社における加入記録が残っていることは理解できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、A社を退職した約1年後の昭和46年12月24日に支給決定されているとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、氏名変更及び厚生年金保険被保険者記号番号の重複取消の処理が47年1月7日に行われていることが確認できることから、社会保険事務所では、被保険者からの申出がなければ氏名の変更等の情報を把握することが困難であったことを踏まえると、申立人からの脱退手当金の請求手続に併せてこれらの処理が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人への脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立てに係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、その支給を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①と②の間に別の事業所における厚生年金保険の被保険者期間が存在するが、この期間及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者記

号番号は、それぞれ別番号で管理されており、脱退手当金が支給されていない別の事業所における被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはない。

このほか、申立人の姉は、「妹は、B社を退職した後、数社に勤務していたが、同社を退職した時に脱退手当金が支給された後は、絶対に脱退手当金を受け取っていないと発言していた。」と証言しているが、申立人がこのような発言を行った時期を特定することはできず、申立人から聴取しても、申立てに係る脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
昭和 27 年 4 月から 29 年 3 月まで勤めたA社を一度退職し、B社で勤務していたが、A社の社長に再度入社するよう依頼され、31年4月1日から33年3月末日まで勤務したにもかかわらず、二度目の勤務に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

なお、二度目の就職時に厚生年金保険被保険者証を会社に提出し、退職する際に健康保険証を返却して、厚生年金保険被保険者証と失業保険の資料を受け取った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中について、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者記録がある同僚を記憶しており、勤務期間を特定することはできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は既に解散している上、その事業主の連絡先は不明であり、申立期間中に加入記録のある被保険者についても死亡等により連絡が取れず、申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除等について確認できない。

また、申立期間当時、申立てに係る事業所に勤務していた従業員は同事業所の当時の従業員数について、7人か8人ぐらいであったと証言しているが、健康保険厚生年金被保険者名簿に記録されている被保険者は3人しか確認できず、同事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月2日から同年12月1日まで
昭和41年8月からA社B支店に取締役(支店長)として勤務したが、最初の4か月である申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社B支店に勤務していたのは自分一人である旨供述しており、ほかに申立人の申立期間における在職状況についての証言を得ることはできず、申立てに係る勤務の実態が確認できない。

また、申立期間中にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員に係る雇用保険の記録から、同事業所は雇用保険と厚生年金保険の加入手続を同時に行っていることが確認できるところ、申立人に係る雇用保険被保険者資格の取得日は厚生年金保険被保険者資格のそれと同じ昭和41年12月1日であることが確認でき、申立人は、申立期間について、厚生年金保険には加入していなかったものと推認できる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶はなく、これを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月から 32 年 8 月まで

A社に昭和 30 年 6 月から 32 年 8 月に倒産するまで勤務しており、健康保険証を会社から受け取っていたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所としての存在が確認できず、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた事業主及び同僚二人については、特定することはできず、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は給与明細書等を所持しておらず、当時の給与支給額及び厚生年金保険料の控除について記憶もない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 35 年 8 月 30 日まで
申立期間については、A社B課C係において、臨時職員として勤務していたので、この期間に係る被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚二人の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社B課に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿からA社B課は厚生年金保険の適用事業所となったことはないことが確認できる。

また、申立期間当時、A社においては、D課、E課及びF課のみが厚生年金保険の適用事業所であったが、A社は、「適用事業所となっている課が他課に勤務している臨時職員を厚生年金保険に加入させることは考え難い。」旨回答している。

さらに、A社B課に勤務していた申立人の同僚（当時）は、臨時職員であった昭和 29 年 9 月から 32 年か 33 年ころまでの厚生年金保険の加入記録は無い上、同人は、「臨時職員であった当時、給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨証言している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 12 日まで
申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金は受領したことがなく、将来の年金受給に反映させるべく厚生年金保険料を納めてきたので、社会保険庁（当時）の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者台帳には申立てに係る脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が A 社 B 工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 32 年 4 月 12 日の前後 2 年以内に同工場における被保険者資格を喪失した者 11 人（女性）のうち、7 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 6 人は資格喪失日からおおむね 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。そのうち連絡が取れた一人が、「会社から脱退手当金を請求するよう勧められ、その手続も会社が代わりに行ってくれた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高い。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 29 日から 42 年 5 月 5 日まで
昭和 35 年 3 月に A 社に B として就職し、54 年 2 月に辞めるまで勤務していたにもかかわらず、41 年 11 月 29 日から 42 年 5 月 5 日までの厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（複数）の証言から、申立人が申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間以前に申立てに係る事業所に在籍した者のうち、申立期間を通じて厚生年金保険の被保険者記録があるのは、当時の事業主及び事務担当者（事業主の夫）のみであり、申立人を含む従業員 7 人は、昭和 41 年 11 月 29 日までに被保険者資格を喪失し、その後、申立人を含む 4 人が、再度、42 年 5 月から同年 6 月までの間に資格を取得していることが確認でき、当時の事業主は、申立期間について、何らかの理由によりほとんどの従業員の被保険者資格を喪失させたものと推測できる。

また、申立てに係る事業所の現在の事業主は、「当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、申立人に係る申立期間の被保険者資格の得喪に関する届出、保険料の控除及び納付の状況については不明である。」と回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便をみると、厚生年金保険料の額が平成 10 年 12 月から 11 年 7 月までは 1 万 9,085 円、同年 8 月及び 9 月は 1 万 6,482 円となっているが、保存している給与明細書では 10 年 12 月から 11 年 9 月までの厚生年金保険料の控除額は 2 万 820 円となっており、日本年金機構の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、申立人が所持している給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は 24 万円であり、一方、同給与明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は平成 10 年 12 月から 11 年 4 月までは 22 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 20 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 18 万円、同年 9 月は 19 万円である。

したがって、申立人の標準報酬月額は、平成 10 年 12 月から 11 年 4 月までは 22 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 20 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 18 万円、同年 9 月は 19 万円であり、これらの額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、申立期間について、記録を訂正する必要は認められない。